

2025 年

全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2024 年度決算)



全日ラビー少額短期保険株式会社

Zennichi Rabby Small Amount & Short Term Insurance Co. Ltd.

目 次

はじめに	2
経営理念	2

I. 会社概要及び組織に関する事項

1. 会社概要（2025 年 3 月末）	3
2. 組織体制	3
3. 役員体制	3

II. 業務内容に関する事項

1. 取扱商品とサービス	4
--------------	---

III. 業務運営に関する事項

1. リスク管理の態勢	11
① リスク管理方針	11
② リスク管理体制	11
2. 法令遵守の基本方針	12
① コンプライアンス基本理念（行動原則）	12
② コンプライアンス管理体制	12
③ お客様本位の業務運営方針	13
④ お客様への販売・勧誘にあたって（勧誘方針）	14
⑤ 苦情・ご相談について	14
⑥ 個人情報の取り扱いについて（プライバシー・ポリシー）	15
⑦ 反社会勢力に対する基本方針	15
⑧ 支払時情報交換制度について	15
⑨ 保険（代理店）募集制度について	15
3. 保険金のお支払いについて	17

IV. 業務状況に関する各種指標

1. 直近の事業年度（2024 年度）における業務の概況	18
2. 直近の 3 事業年度末における主要な業務の状況を示す指標	18
3. 直近の 2 事業年度末における主要な業務の状況を示す指標	20
① 主要な業務の状況を示す指標	20
② 保険契約に関する指標	20
③ 経理に関する指標	21
④ 資産運用に関する指標	21
⑤ 特別勘定に関する指標	22
⑥ 責任準備金の残高	22
4. 直近の 2 事業年度末における財産の状況を示す指標	23
① 計算書類	23
② 保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	30

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書）です。

はじめに

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、2024 年度における当社事業概要を示すディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく一助となりましたら幸いです。

当社は、一般社団法人全国不動産協会（略称：T R A）の全額出資により設立された『全日本不動産協会グループ（以下：全日グループ）』の少額短期保険事業者です。現在は、賃貸住宅入居者総合保険（Ⅱ）とテナント総合保険を販売いたしております。全日グループ会員の賃貸不動産事業者を主な代理店として保険商品を提供しておりますので、益々のご愛顧をよろしくお願い申し上げます。

経営理念

当社は、賃貸住宅及びテナント入居者の皆様に安心して当社の保険商品をご利用いただけますよう、以下の経営理念に即して、万全の態勢で事業に取り組んでおります。

1. 法令遵守を徹底し、何よりも優先します。
2. 全てのお客様に公平に対応し、顧客満足の実現に努めます。
3. お客様ニーズを的確に把握し、最適な商品・サービスの提供に努めます。
4. 迅速かつ適切な事故対応により、確かな安心をお届けします。
5. 代理店と相互信頼に基づく強固なパートナーシップを構築し、一体となって保険事業の健全な発展に貢献します。

I. 会社概況及び組織に関する事項

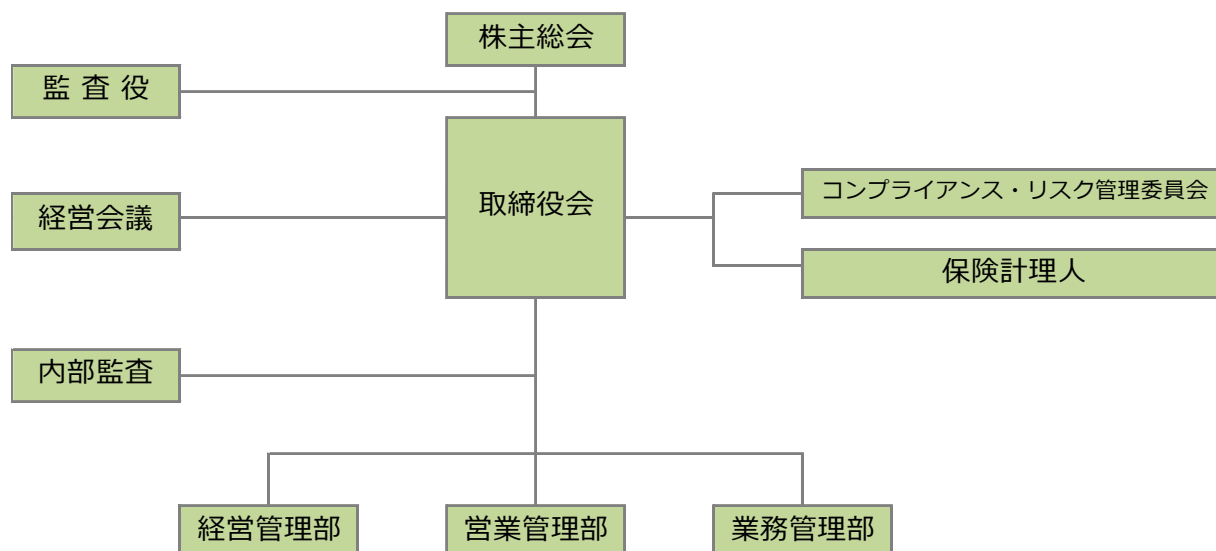
1. 会社概要（2025年3月末）

- 会社名 全日ラビー少額短期保険株式会社
- 設立 2014年4月1日（2015年4月営業開始）
- 事業目的 少額短期保険業
- 本社所在地 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館
- 資本金 200,000,000 円
- 発行可能株式数 4,000 株
- 発行済株式数 2,000 株
- 株主数 1 名

株主名	所有株式数	持株比率
一般社団法人全国不動産協会※	2,000 株	100%

※2018年10月に「一般社団法人東京都不動産協会」から名称変更

2. 組織体制



3. 役員体制

（2025年4月1日現在）

役職及び担当	氏名	他の法人等の兼職
取締役会長	中村 裕昌	公益社団法人全日本不動産協会 理事長
代表取締役	谷 政憲	（常勤）
専務取締役	松本 太加男	公益社団法人全日本不動産協会 理事
専務取締役	山屋 敬史	（常勤）
取締役	坊 雅勝	公益社団法人全日本不動産協会 副理事長
取締役	堀田 健二	公益社団法人全日本不動産協会 理事
取締役	木ノ内 諭	公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部理事
取締役	本嶋 重夫	公益社団法人不動産保証協会 常務理事
監査役	工藤 康夫	一般社団法人全国不動産協会 事務局長
監査役	清水 みどり	公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部 調査役

Ⅱ. 業務内容に関する事項

1. 取扱商品とサービス

- 「賃貸住宅入居者用」と「テナント入居者用」の少額短期保険をご用意しています。
- 万一の時のリスクをワイドな補償でカバーいたします。
- 事故発生時の受付は 24 時間 365 日 全国どこからでもフリーダイヤルで対応いたします。
- 緊急時にはお電話一本で 24 時間 365 日 駆けつける応急対応サービスを無償でご提供いたします。

①賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ（全日ラビー住まいの保険Ⅱ）

- 賃貸住宅にお住まいの方の家財や賠償責任などを補償します。
 - ☞ 例 1）借戸室の火災・風水災等の事故で、入居者様の家財が被害にあった場合
 - ☞ 例 2）入居者様が、大家さんや第三者に対する法的な賠償責任を負った場合 など

全日ラビー少額短期保険株式会社

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」
賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ

充実の補償と安心サービスで

家財補償 費用補償 借入賠償責任補償 借入賠償責任補償

万一の時にしっかりサポート!

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください/
24時間365日受付
0120-315-755
当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト
(マイページ)」でもWeb事故受付電行っております。

■ 賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ（全日ラビー住まいの保険Ⅱ）補償内容
【保険金支払対象となる事故の例】

家財・付随費用・修理費用補償

◆家財保険金

火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



落雷

落雷で電子レンジが破損した



破裂・爆発

ガス器具が爆発して家具や食器が壊れた



風災・雹災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



騒乱・労働争議

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



盗難事故については1事故につき50万円限度（ただし、現金は20万円、携行金庫金は50万円限度）

水災

台風で床上浸水した



※床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水もしくは借用戸室または借用戸室の隣する建物につき45cm以上の浸水が生じた場合（ただし、1事故につき家財保険金額の10%限度）

◆臨時宿泊費用保険金

借用戸室が損害を受け、使用できなくなり、ホテル等に泊まった場合の宿泊費用



◆残存物取片づけ費用保険金

借用戸室が損害を受けた時の残存物の後片づけ費用



◆失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を与えた場合のお見舞いの費用



◆修理費用保険金

●建物外部に面するガラスのひび割れもしくは熱割れの修理費用 など



●被保険者が借用戸室内で死亡し、借用戸室が汚損等の損害を受けた場合の清掃、修理費用 など

◆遺品整理費用保険金

被保険者の死亡により賃貸借契約が終了する場合の遺品整理費用



◆専用水道管修理費用保険金

借用戸室の専用水道管が凍結により破損した場合の修理費用



◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、ドアロックを交換した費用



賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

火災による大家さんへの賠償

調理中の火の不始末で火災が発生させてしまい借用戸室に損害を与えた



爆発による大家さんへの賠償

カセットコンロを使用中、ボンベが爆発し借用戸室に損害を与えた



◆個人賠償責任保険金

漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、階下の他人の家財に損害を与えた



不測かつ突発的な事故

子供(同居)がマンションのエントランス(共用)でボールを蹴ってガラスを割ってしまった



■ 賃貸住宅入居者総合保険Ⅱ（全日ラビー住まいの保険Ⅱ）補償内容

【保険金支払について】※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
家財・付随費用・修理費用補償	家財保険金	保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑤漏水、放水または溢水による水濡れ ⑥騒乱等による暴力行為、破壊行為 ⑦盗難（強盗・窃盗またはこれらの未遂） ⑧風災、雹災・雪災 ⑨水災（床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水もしくは借用戸室または借用戸室が属する建物につき半壊以上の損害が生じた場合） ⑩上記①～⑨以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等（損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、そのを超える部分に対してお支払いします。）	損害の額（再調達価額） （保険証券もしくは当社ホームページ上に掲載される契約内容照会画面記載の保険金支払限度額が上限） ②盗難 ・1事故につき50万円限度（ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円限度） ⑨水災 損害の額（再調達価額） ・1事故につき家財保険金額の10%限度 ⑩不測かつ突発的な事故による破損・汚損 損害の額（再調達価額） ・1事故につき50万円限度 免責3万円	<家財・付随費用・修理費用補償> 家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合におけるその者の故意もしくは重大な過失または法令違反 (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (5) 核燃料物質（使用済燃料を含む）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 家財保険金 (1) 保険の対象が屋外にある間に生じた事故（借用戸室に併設された専用駐輪場または借用戸室が一戸建の場合の敷地内に収容された被保険者所有の自転車の盗難を除きます。） (2) 家財に生じた不測かつ突発的な事故による損害で次のいずれかのもの ・国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ・欠陥によって生じた損害 ・自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、発酵、発熱、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 ・加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ等の外観の損傷であって、機能に支障がない損害 ・電球、蛍光灯、LED等の電球類のみに生じた損害 ・置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害 ・テレビ、パソコン、スマートフォン、携帯電話等に生じた損害 修理費用保険金 (1) 建物の主要構造部、借用戸室居住者の共同に利用されるものへの損害 (2) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3) 借用戸室の欠陥によって生じた損害 (4) 借用戸室の自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
	臨時宿泊費用保険金	保険の対象が家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき	実費 ・1泊2万円までかつ14泊まで、1事故につき20万円限度	
	残存物取片づけ費用保険金	家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩の事故により家財保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	実費 ・1事故につき家財保険金の10%限度	
	失火見舞費用保険金	家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により家財保険金が支払われる場合、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき	定額 ・被災世帯数×10万円。1事故につき20万円限度	
	修理費用保険金	家財保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑩、⑩の事故において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急に、自己の負担で借用戸室を修理したとき	実費 ・1事故につき100万円限度	
		借用戸室内の被保険者死亡により借用戸室が汚損等の損害を受け、清掃、消臭、修理の費用を負担したとき	実費 ・1事故につき50万円限度	<賠償責任補償> 借家人賠償責任保険金 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 被保険者の心神喪失または指図 (3) 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 (4) 上記家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通の「保険金をお支払いできない主な場合」(3)～(5)に掲げる事由によって生じた損害 (5) 国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6) 借用戸室の自然の消耗・劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等によって生じた損害 (7) 借用戸室の欠陥によって生じた損害 (8) 被保険者が借用戸室を貸主に明け渡した後に見えられた借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任
	遺品整理費用保険金	借用戸室内で被保険者が死亡し、90日以内に賃貸借契約が終了する場合であって借用戸室を貸主に明け渡すために必要な遺品整理費用を被保険者（相続人を含みます。）が負担したとき	実費 ・1事故につき50万円限度	
	専用水道管修理費用保険金	借用戸室内の専用水道管が凍結によって破損、被保険者が自己の負担でこれを修理したとき	実費（解冻費用を含む） ・1事故につき30万円限度	
ドアロック交換費用保険金	借用戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたづら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき	実費 ・1事故につき3万円限度		
賠償責任補償	借家人賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水等により借用戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額 ・1事故につき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円限度（ただし、借家人賠償金、火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、溢水以外の不測かつ突発的な事故の場合、免責3万円）	個人賠償責任保険金 (1) 契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 上記家財・付随費用・修理費用補償の全ての保険金共通の「保険金をお支払いできない主な場合」(3)～(5)に掲げる事由によって生じた損害 (3) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4) 被保険者と同居する者に対する損害賠償責任 (5) 被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
	個人賠償責任保険金	日本国内で生じた不測かつ突発的な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合		

②テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）

- テナント借用施設内の設備・什器や賠償責任などを補償します。
 - ☞ 例 1) テナント入居者様の設備・什器が事故により被害にあった場合
 - ☞ 例 2) テナント入居者様が借用施設の使用・管理に起因する賠償責任を負担した場合 など



事務所・店舗用

全日ラビー少額短期保険株式会社

全日ラビー

テナント総合保険

充実の補償と安心サービスで
テナントで事業を営む皆様をさまざまなリスクからしっかりサポート！

事務所



テナント

小売店舗



専用保険



ご契約内容のご確認

●保険契約締結の2日後から、当社ホームページの「保険契約内容のご確認」でご契約内容を確認できます。
<https://www.z-rabby.co.jp/>
 二次元コードからもジャンプできます。▶





万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください！
24時間365日受付

☎ 0120-315-755

当社ホームページ内「ご契約者様専用サイト（マイページ）」でもWeb事故受付を行っております。

■ テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）補償内容
【保険金支払対象となる事故の例】

設備・什器等補償（設備・什器等保険金）				
火災 失火やもらい火など	落雷	ガス爆発などの 破裂・爆発	台風、豪雪などの 風災・雹災・雪災	建物外部からの物体の 落下・飛来・衝突・倒壊
				
給排水設備の事故、 他人の戸室に生じた事故による 水濡れ ※給排水設備自体に生じた損害は対象外。	騒乱・労働争議 などの際の暴行行為・破壊行為	窃盗・強盗などの 盗難 ※現金30万円、預貯金証書300万円限度	床上浸水などによる 水災 ※床上浸水もしくは地盤面から45cmを超える浸水。借用施設または借用施設が属する建物につき半損以上の損害が生じた場合	不測かつ突発的な事故による 設備・什器等の 破損・汚損等 ※損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。
				

各種費用補償

- ◆修理費用保険金
- ◆臨時費用保険金
- ◆残存物取片づけ費用保険金
- ◆失火見舞費用保険金
- ◆損害防止費用
- ◆権利保全行使費用





残存物取片づけ

盗難によるガラスの破損

凍結による専用水道管の破裂

賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

テナントオーナーに対する賠償責任を補償

次の①～③の事故により、借用施設を損壊させ、被保険者が貸主（転貸人を含みます。）に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。

①火災
②破裂・爆発
③給排水設備の使用または管理に起因する水濡れ




不注意で起こした火災

借用施設の水濡れ

◆施設賠償責任保険金

他人に対する賠償責任を補償

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払いします。

①借用施設の使用または管理に起因する事故
②借用施設において行う被保険者の業務の遂行に起因する事故




階下の施設に与えた水濡れ被害

施設の不備による転倒

■ テナント総合保険（全日ラビーテナント総合保険）補償内容

【保険金支払について】 ※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	①火災、落雷、破裂、爆発	損害の額(再調達価額) [保険証券もしくはインターネット 当社ホームページ上に掲載され る契約内容照会画面記載の保険 金支払限度額を上限]	【各補償条項共通】 ・保険契約者または被保険者等の故意によ って生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪 取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波に よって生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によっ て汚染された物の放射性、爆発性その 他の有害な特性によって生じた損害
	②風災、雹災、雪災(収納する建物が 直接破損し設備・什器等の損害が 20万円以上になった場合)		
	③建物外部からの物体の落下、飛来、 衝突、倒壊		
	④漏水、放水、溢水等給排水設備の 事故、他施設(戸室)に生じた事故 による水濡れ		
	⑤騒乱・労働争議などの際の暴力行 為、破壊行為		
	⑥窃盗・強盗などの盗難、損傷、汚損、 業務用通貨・預貯金証書の盗難等 (※預貯金証書については、預貯金 先に直ちに被害届出を行い、かつ 盗難にあった預貯金証書により現金 が引き出された場合に限りです。)	1事故につき a.業務用現金30万円を限度 b.業務用預貯金証書300万円 を限度 c.貴金属・宝石・美術品等 一個または一組ごとに30万円を 限度かつ合計で100万円を限度 a～c以外 cと合計して設備・ 什器等保険金額が上限	
	⑦水災(床上浸水もしくは地盤面か ら45cmを超える浸水。借用施設ま たは借用施設が属する建物につき 半損以上の損害が生じた場合)	1事故につき 設備・什器等保険金額の5%を 限度	
	⑧上記①～⑦以外の不測かつ突発的な事 故による破損・汚損等(損害の額が1回の 事故について3万円を超える場合に、そ の超える部分に対してお支払いします。)	損害の額(再調達価額) (1事故につき50万円限度免責 3万円)	
費用保険金等	借用施設に上記①～⑦の設備・什器等 保険金が支払われる損害が発生し、被保 険者が賃貸借契約書等の契約に基づい てまたは緊急的に自費で修理した場合	実費 (1事故につき100万円限度)	【設備・什器等補償条項】 ・保険契約者、被保険者などの故意もし くは重大な過失または法令違反による 損害 ・保険の対象が借用施設外にある間に生 じた事故による損害 ・設備・什器等の欠陥によって生じた損害 ・設備・什器等に生じたすり傷、かき傷、塗 料のはがれ等単なる外観上の破損・汚 損等の損傷であって機能に支障がない 破損・汚損等の損害 ・電球、ブラウン管等の管球類、液晶ディ スプレイ、有機ELディスプレイ等の画像 表示装置のみに生じた損害 ・設備・什器等の自然の損耗もしくは劣化 または性質による変色、変質、さび、か びまたはねずみ食いもしくは虫食い等 によってその部分に生じた破損・汚損等 の損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・紛失、置忘れまたは不注意による廃棄 によって生じた損害 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す 際の原状回復に必要な修理費用
	借用施設専用水道管に生じた凍結 による損害	実費 (1事故につき10万円限度)	
	設備・什器等保険金が支払われる場 合で、それぞれの事故によって保険の 対象が損害を受けたため臨時に生ず る費用	定額 (1事故につき設備・什器等保 険金の10%に相当する額)	
	設備・什器等保険金の損害保険金が 支払われる場合、保険の対象の残存 物の取片づけに必要な費用	実費 (1事故につき設備・什器等保 険金の10%限度)	
	借用施設から発生した火災、破裂・爆 発によって、他人の所有物に損害が 生じた場合の見舞金等の費用	定額 被災世帯数×20万円 (1事故につき、設備・什器等保 険金額の20%を限度)	
	損害の発生および拡大の防止のため に必要なまたは有益な費用のうち消火 薬剤等の再調達費用、消火活動に投 入した器材の費用等	実費 (必要または妥当な費用)	
	当社が保険金をお支払いするのと引 換えに取得する損害賠償請求権その 他の債権の保全および行使ならびに そのために当社が必要とする証拠お よび書類の入手のために必要な費用	実費 (必要または妥当な費用)	
賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、漏水、放水ま たは溢水等により借用施設を損壊させ、 貸主に対して被保険者が法律上の損 害賠償責任を負担した場合の損害	実額 (法律上の損害賠償責任の額) 1,000万円限度 損害賠償金、訴訟費用、弁護士 費用等約款に定める額(1事故 につき借家人賠償責任保険金と 施設賠償責任保険金を合計して 1,000万円を限度)	【借家人賠償責任補償条項、施設賠償責 任補償条項共通】 ・保険契約者、被保険者等の故意による 損害賠償責任 【借家人賠償責任補償条項】 ・被保険者の心身喪失または指図による 借用施設の損壊に起因する損害賠償 責任 ・借用施設の改築、増築、取りこわし等の 工事による借用施設の損壊に起因する 損害賠償責任。ただし、被保険者が自 己の労力をもって行った仕事による場 合を除きます。 ・被保険者と借用施設の貸主との間に損 害賠償に関する特別の約定がある場合 において、その約定によって加重され た損害賠償責任 ・借用施設を貸主に明け渡した後に発見 された借用施設の損壊に起因する損害 賠償責任 【施設賠償責任補償条項】 ・借用施設の修理、改造または取りこわし 等の工事に起因する損害賠償責任。 ・被保険者と同居する親族に対する損害 賠償責任 ・屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪 等に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務の 従事中に被った身体の障害に起因する 損害賠償責任
	日本国内で次の事故によって、他人 の身体の障害または他人の財物の損 壊について、法律上の損害賠償責任 を負担する場合の被保険者の損害 ①借用施設の使用または管理に起因 する事故 ②借用施設において行う被保険者の 業務の遂行に起因する事故		

③契約者向け付帯サービス（24 時間安心駆けつけサービス）

- 当社では、賃貸住宅総合保険及びテナント総合保険の契約者・入居者が、水まわり、玄関カギ及び窓ガラスに発生した各種トラブルに見舞われた際、無料で応急対応を受けられるサービスを提供しております。24 時間 365 日、フリーダイヤルで最寄りの専門業者が駆けつけます。

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」「全日ラビー住まいの保険」
「全日ラビーテナント総合保険」
ご契約者（被保険者）様専用サービス

**24時間安心駆けつけ
サービスのご案内**



水まわりのトラブル



● 借戸室・施設内の浴室、トイレ、キッチン、洗面所、洗濯機の水道蛇口等の水漏れや排水口の詰まり

玄関カギのトラブル



● 借戸室・施設の玄関の鍵開け（紛失、鍵が抜けない等）

窓ガラスのトラブル



● 借戸室・施設の外部（室外）に面している窓ガラスの破損

24時間安心駆けつけサービス

水まわりの
トラブル

玄関カギの
トラブル

窓ガラスの
トラブル

◆フリーダイヤル
0120-523-176

お電話の際にご契約番号を確認させていただきます。
ご契約番号は保険証券または契約申込書に記載しております。

ご注意

- 上記フリーダイヤルは、保険事故の受付用番号ではありません。保険対象事故が発生した時は、一番下に記載の事故受付センターフリーダイヤルまでお電話ください。
- 本サービスは「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」「全日ラビー住まいの保険」「全日ラビーテナント総合保険」ご契約者（被保険者）様専用の無償サービスとなります。保険の対象を収容する借戸室・施設について保険期間内に限り対応させていただきます。
- このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。
- 作業時間30分以内の、特殊作業を要しない応急処置に24時間365日対応いたします。内容によっては対応できない場合もあります。
- 出勤料金および30分程度の応急作業料金、夜間料金が無料になります。特殊作業料金、部品代金、ガラス代金はご契約者様の負担になります。
- 故意、地震、噴火、津波、水害や建物共有部分のトラブルは対象ではありません。
- 水回りのトラブルは給排水設備以外の水漏れ（例：雨漏り、給湯器、エアコン、洗濯機等）には対応できません。
- 玄関鍵のトラブルへの対応には現場で必ず顔写真および住所確認が取れる身分証明書のご提示が必要になります。
- このサービスの提供は、当社が業務委託している提携業者のスタッフが行います。
- 緊急性がない場合や本サービスの過去のご利用状況によってはご利用をお断りする場合がございます。
- 離島・山岳地域など、一部対応できない場合があります。
- トラブルの発生時刻・地域によってはサービスの提供が翌日以降となる場合があります。
- 本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故の受付は
事故受付センター
フリーダイヤル

●万一事故が起きた際にはこちらにお電話ください！

0120-315-755

24時間 365日受付

[HP]に契約者様専用サイト（マイページ）でもWeb事故受付を行っております。

全日ラビー少額短期保険株式会社
関東財務局長（少額短期保険）第67号

PD92-2404-40M-HB（改）

Ⅲ. 業務運営に関する事項

1. リスク管理の態勢

① リスク管理方針

当社は以下のとおり方針を定め、リスク管理を徹底しております。

■ リスク管理の徹底

当社は、企業価値の向上を図るため、適時的確なリスク管理を行い、円滑な企業活動を阻害するリスクの排除と収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制等を徹底し、経営の健全性を確保するとともにお客様に対する業務品質の向上及び収益性向上を図ります。

■ 経営幹部による積極関与

経営幹部は、自らがリスク管理に積極的に関与することを通じて、リスク管理重視・コンプライアンス重視の企業風土を確立し、社内への定着に努めます。

■ 各業務プロセスにおけるリスクへの対応

当社は、各業務プロセスを定期的に点検して潜在するリスクを洗い出し、各リスクの発現を未然に防ぐ方策を速やかに講じます。

■ 総合的リスク対策の実施

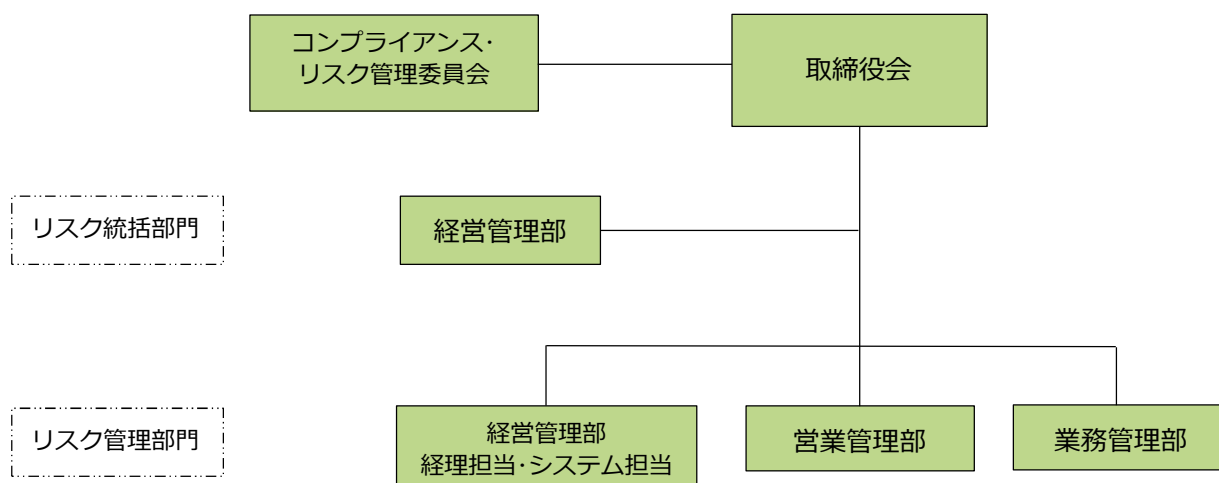
当社は、経営戦略の構築、新規業務・新規施策の展開、新商品の開発等にあたり、円滑な業務遂行を阻害するリスクの幅広い認知に努め、総合的な対応策を実施します。

■ 実施状況の検証と取締役会への報告

リスク管理とリスク対策の実施状況は、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。また、その適切性・有効性ならびにリスク管理方針・リスク管理規程の遵守状況を確認・検証のうえ改善を図った際は、取締役会に報告します。

② リスク管理体制

当社のリスク管理体制は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

- リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況とリスク改善状況等についての検証、および必要な対策の審議・改善指示等を行い、取締役会に報告します。

【リスク統括部門】

- リスク管理上の課題を明確にし、統合リスク管理の運営に努めます。

【リスク管理部門】

- 所管業務に関するリスク管理プロセスの開発・維持・改善を行うとともに、自らリスク管理を行います。

また、保険金支払面におけるリスク対策として、2017 年度より再保険契約を締結しております。取締役会において、当社が抱えているリスクと出再先の属性等を総合的に勘案の結果、出再先としてあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（保険財務力格付区分 S&P A+）を選択いたしました。本再保険により、大規模リスクが生じた場合においても、当社が引き受ける全てのリスクについて、当社の約款に基づいた保険金を確実にお支払いすることが可能となっています。

※再保険の種類：比例再保険（保険金額の 90%）。

2. 法令遵守の基本方針

①コンプライアンス基本理念（行動原則）

法令遵守を全社員の基本的な行動原則として以下のとおり定め、誠実かつ公正な業務の遂行に努めております。

1. 法令・社会規範・社内規程の遵守

- 保険事業の健全な発展に寄与するため、法令を遵守し社会的規範・社内規程に即して行動します。
- 代理店・募集人に対しても法令遵守に重点を置いた指導を徹底し、募集品質の向上に努めます。

2. お客様満足の追求

- お客様一人ひとりの声を大切にし、公正・誠実で質の高いサービスを提供します。

3. 企業情報の開示

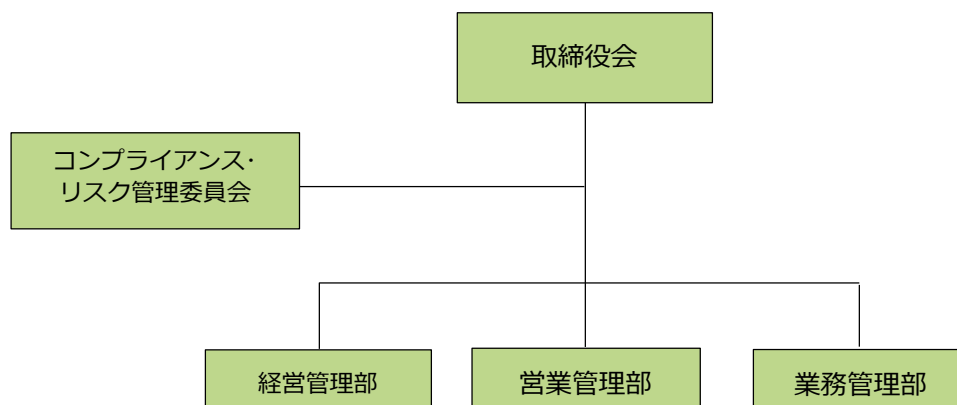
- 企業活動の透明性を確保すべく、適時に適切な企業情報の開示を行います。

4. 反社会的勢力との関係遮断

- 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨みます。

②コンプライアンス管理体制

当社のコンプライアンス管理体制は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

- コンプライアンスプログラムを策定するとともに、推進状況のチェックを行います。
- コンプライアンスに関わる事件の検証及び再発防止策の審議を行います。

③お客様本位の業務運営方針

当社は、以下のとおり「お客様本位の業務運営方針」を定めております。

お客様本位の業務運営方針について

運営方針 1：「お客様の声」を活かした経営

お客様から当社や代理店に寄せられた「お客様の声」を真摯に受けとめ、迅速かつ的確に対応するとともに、社内で共有し業務運営に反映させてまいります。

＜主な取組＞

- ・当社に対する「お客様の声」はもちろん、代理店との連携を密にすることでより多くの「お客様の声」をお聞かせいただけるよう努めております。
- ・お客様から寄せられたご意見等は、担当部署のみならず全社員にて共有のうえ改善策を検討し、業務品質の向上に努めております。
- ・「お客様の声」を業務に活かすため「お客様の声対応方針」を定め、経営会議において検証しております。

運営方針 2：お客様のニーズに応える最適な商品・情報の提供

当社商品・サービス内容等の周知不足によりお客様が不利益を被ることがないように、わかりやすい商品パンフレットや重要事項説明書を用いてお客様の立場に立った情報提供を行ってまいります。

＜主な取組＞

- ・情報提供の主体となる商品パンフレットや重要事項説明書等には、平易な文言を用いるほか、重要な事項の表記を強調する等、お客様の理解をより一層深めるよう努めております。また商品プラン選択にあたり、世帯構成別の家財再調達価額について情報提供を行い、保険料過払の未然防止に努めております。
- ・お客様に商品内容を十分ご理解いただく取組として、当社公式ホームページにて「商品パンフレット」をご案内すると共に、「ご契約者様専用サイト（＝マイページ）」にて、いつでも「ご契約内容」「ご契約のしおり（約款）」「契約内容変更手続方法」が確認できる仕組みをご提供しております。
- ・当社社員および代理店が商品・サービスを適切に提供するための「勧誘方針」を定めております。
- ・商品面でも、転居に伴って新旧物件の賃貸契約が重複する場合に一定期間双方の物件における事故を補償する特約を開発して全ての有効契約に自動適用する等、お客様ニーズに応える取組に努めております。

運営方針 3：ご契約後のアフターフォロー（契約更新のご案内）

更新のご案内を早期前広に行うことで、更新手続き失念による無保険期間を生じさせることがないように、お客様毎の契約管理を適切に行ってまいります。

＜主な取り組み＞

- ・お客様に時間的余裕をお持ちいただくため、更新手続きのご案内は「更新月の3ヶ月前」に送付しております。

運営方針 4：保険事故の受付および保険金のお支払い（損害サービス）

万一事故が起きた際に、いつでもお客様が事故報告できる体制を構築し、迅速な対応と保険金支払いによってお客様が安心していただけるように努めてまいります。

＜主な取り組み＞

- ・事故受付は24時間365日。迅速な対応でお客様のご不安を早期に解消できるよう努めております。
- ・当社公式ホームページおよび「ご契約者様専用サイト（＝マイページ）」からも事故報告ができる態勢を整えております。
- ・事故連絡をいただいた際は、支払対象となる保険金やご請求手続等についてわかりやすいご説明に努めております。
- ・事故後の調査や保険金の算定も迅速かつ適切に行い、保険金のお支払い時は明瞭なご説明に努めております。
- ・当社へ事故情報の連絡が入ると取扱代理店にメールで知らせるシステムを導入して事故発生からの対応状況を代理店と共有。ご契約者様が必要に応じて代理店にもお問い合わせいただける環境を整えております。

運営方針 5：利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築

当社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されることのないよう、取引を適切に管理し利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

<主な取り組み>

- ・利益相反のおそれがある契約を早期に発見し適切に対処するため、週次・月次の定期点検を実施しております。

運営方針6：お客様本位の業務運営を定着させるための取り組み

当社は、従業員に対する教育および代理店研修等を通じて本方針を浸透させ、定期的に取り組み状況の確認を行っていくほか、社会情勢や経営環境等の変化を踏まえたより良い業務運営に向けて本方針を柔軟に見直してまいります。

<主な取り組み>

- ・本方針は社員および代理店への周知を徹底すると共に、毎年適宜適切な見直しを行っております。

④お客様への販売・勧誘にあたって（勧誘方針）

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めております。

※「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
- 保険商品の内容及びご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
- 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
- プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適切かつ厳正な管理に努めます。
- お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映いたします。

⑥苦情・ご相談について

当社は、お客様からいただくご意見・ご相談等に真摯に対応いたしております。

苦情・ご相談等につきましては下記の担当窓口までお気軽にお寄せください。

全日ラビー少額短期保険株式会社 苦情・ご相談担当窓口

TEL：03-3261-2201

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館

受付時間：10:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

なお、お客様の希望により、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

所在地：〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF 八丁堀ビルディング 2F

TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

⑥個人情報の取り扱いについて（プライバシー・ポリシー）

当社は事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客様の権利・利益の保護を目的として、個人情報の取り扱いに関する方針を定めて公表しております。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイドラインを遵守して、個人情報保護規定を定め、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じ、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるように取り組んでおります。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）の詳細は当社ホームページ（<https://z-rabby.co.jp>）に掲載しております。

⑦反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、反社会的勢力排除のための基本方針を以下のとおり定めております。

- 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
- 反社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

⑧支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の少額短期保険業者及び特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ（<https://www.shougakutanki.jp/general/>）をご参照ください。

⑨保険（代理店）募集制度について

当社の保険商品は、賃貸マンション・アパート、テナント施設等に入居しようとしている方や、既に入居中の方を販売対象にしており、これらの賃貸用不動産の管理・仲介業者を代理店とする販売を基本としています。当社では、これらの保険商品の販売に係る代理店による、法令などに基じた適正な保険募集活動を確保するため、以下の態勢を構築しております。

【代理店登録・届出】

保険募集を始めるには、当社の代理店として業務委託契約を締結のうえ財務局に登録する必要があります。そのためには、前もって募集を行うための資格試験（少額短期保険募集人試験）に合格し、保険募集人として内閣総理大臣への届出を行い、登録されなければなりません。

【代理店の主な業務】

当社を代理して行う保険契約の締結及びこれに付随する下記の業務となります。

- 商品パンフレット等による適切な保険商品のお勧めと補償内容説明と意向確認
- 重要事項説明書に基づく「契約概要」、「注意喚起情報」の説明
- 保険料の領収、返還、保管ならびに精算
- 保険料領収証の発行・交付
保険契約の変更・解除等の申し出の受付（ただし、保険業法第 309 条に定める保険契約の申し出の撤回または解除の申し出の受付を除く）
- 保険の目的（対象）の調査
- 保険契約の維持・管理に関連する事項
- 保険事故発生時の受付、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- その他保険募集に必要な事項で当社が特に指示した業務

【代理店教育研修】

保険は極めて公共性の高い金融商品であるため、その取扱いは極めて慎重に行わなければならない、募集代理店については、法律や規則をしっかりと守る高いモラルが求められます。

そのため当社では、代理店業務開始時に当社商品を正しく理解していただくこと、代理店事務システムの操作に習熟していただくこと、コンプライアンスを徹底いただくこと等について詳細な研修を行います。

さらに、代理店登録後も各種の研修を定期的の実施し、代理店教育に努めています。

【代理店点検・監査】

代理店業務開始後も、法令に則った適切な業務を遂行できるよう、個別あるいは集合形式で業務知識やコンプライアンスについて研修・指導を行っております。

また、個々の代理店に対しては、法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握する監査を実施し、そのレベルに応じた業務適正化の指導を行っております。

3. 保険金のお支払いについて

事故が発生した際は、速やかに下記の当社事故受付センターまでご連絡ください。当社の専門担当者が 24 時間 365 日 無休で受付のうえご対応させていただきます。

また、当社ホームページ (<https://z-rabby.co.jp/user/>) 内『ご契約者様専用サイト (マイページ)』からも事故報告ができる態勢を整えております。

当社は、迅速な事故対応と速やかな保険金のお支払いが保険商品の品質の要であるとの認識のもと、事故に遭われたお客様にご安心いただけるよう万全のサポートに努めております。

まず下記の事故受付センターまでご連絡ください。



0120-315-755

事故受付は24時間年中無休です

担当者が事故の状況をお伺いして保険金請求手続きや
届出等の必要書類のご説明をいたします

補償の対象の事故になる場合担当者が保険金請求書類をご送付します

お客様から保険金請求書と必要書類をご返送いただきます

*保険金請求権は事故発生を知った日から3年間有効です

審査が終了次第ご指定の口座に保険金をお振込みいたします

*審査の結果、保険金がお支払できない場合になることもあります

Ⅳ. 業務状況に関する各種指標

1. 直近の事業年度（2024 年度）における業務の概況

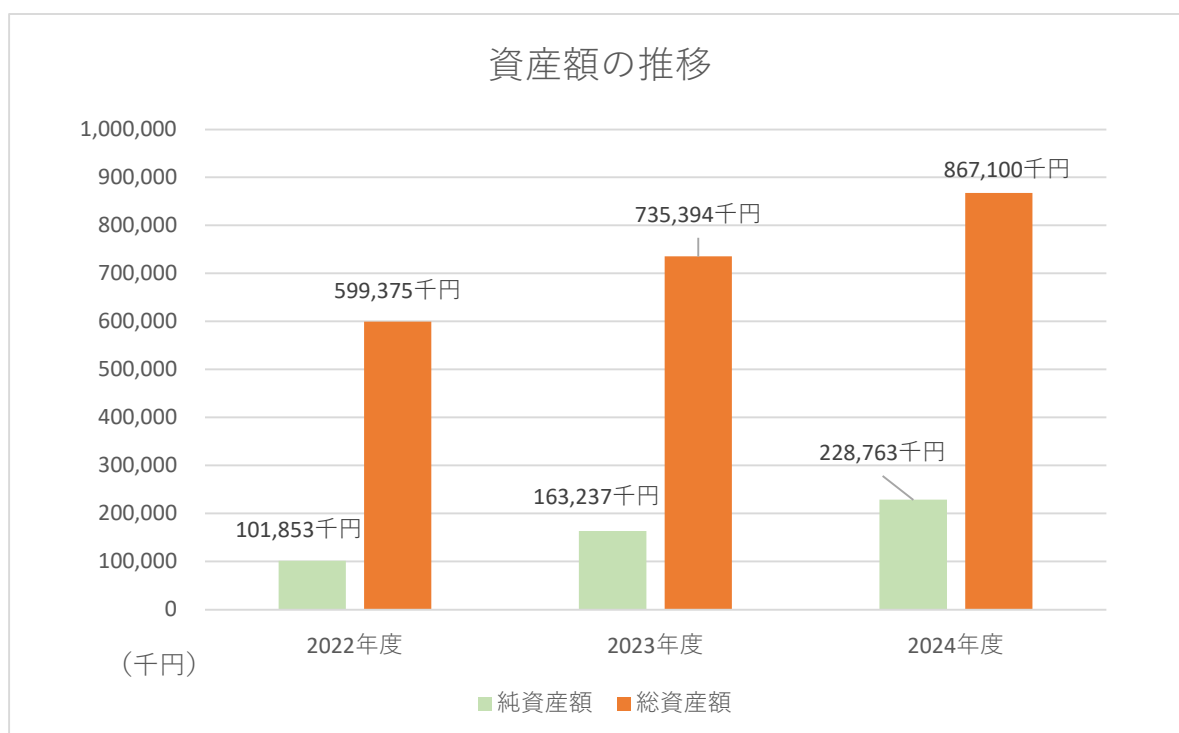
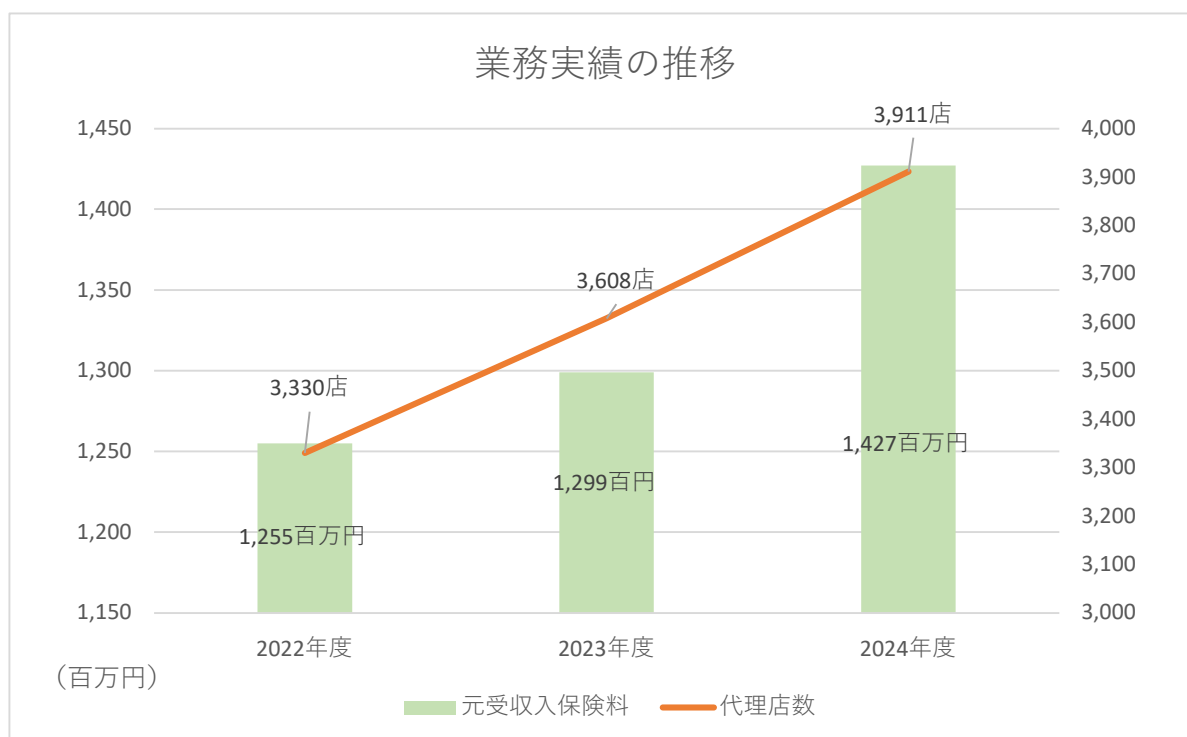
2024 年は全国的に家賃が上昇。分譲マンションの高騰により購入を控えた層が賃貸に流入し、特に東京 23 区・埼玉・千葉などで最高値を更新。「仮住まい」から「人生 100 年時代の終の住まい」へという価値転換が進行しました。こうした環境のなかで開業 9 年目を迎えた当社は、引き続き出資母体である全日本不動産協会グループの「一般社団法人全国不動産協会（略称：T R A）」により全面的な支援を受けながら、順調に事業運営を行いました。T R A の会員を代理店とする販売網の拡大について、各種の施策を実施した結果、新たに代理店を 408 店開設し、当期末総計で 3,911 店の募集体制を構築、契約締結件数で 86,035 件（対前年 107.3%）、元受収入保険料は 1,426,531 千円（対前年 113.7%）という大きな成果につながりました。このように、2024 年度は販売網・営業実績共に好調に推移し、決算においても最終的に経常利益 88,403 千円、当期純利益 65,525 千円となりました。ソルベンシー・マージン比率もさらに U P して 1,976.4%となりました。詳細については以降の指標をご確認ください。

2. 直近の 3 事業年度末における主要な業務の状況を示す指標

（単位：千円）

	2022 年度	2023 年度	2024 年度
元受収入保険料	1,254,948	1,298,791	1,426,530
経常収益	2,295,123	2,442,942	2,671,868
経常利益	29,089	86,858	88,403
当期純利益	27,689	61,384	65,525
資本金	200,000	200,000	200,000
発行済株式総数	2,000 株	2,000 株	2,000 株
純資産額	101,853	163,237	228,763
保険業法上の純資産額※	118,646	182,863	251,526
総資産額	599,375	735,394	867,100
責任準備金残高	132,396	145,168	164,144
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1,066.0%	1,545.3%	1,976.4%
配当性向	-	-	-
従業員数	18	18	19
正味収入保険料	119,395	123,543	136,236

※保険業法上の純資産とは、保険業法施行規則 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した金額です。



3. 直近の2事業年度末における主要な業務の状況を示す指標

①主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

区 分	種 目	2023 年度	2024 年度
正味収入保険料 (元受正味保険料－支払再保険料)	火災保険	123,543	136,236
元受正味保険料 (元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金))	火災保険	1,235,435	1,362,365
支払再保険料 (再保険料－(再保険返戻金＋再保険その他返戻金))	火災保険	1,111,891	1,226,129
保険引受利益 (保険引受収益－保険引受費用)	火災保険	86,858	88,403
正味支払保険金 (元受正味保険金－出再正味保険金)	火災保険	28,386	30,812
元受正味保険金 (元受保険金－元受保険金戻入)	火災保険	283,857	308,120
回収再保険金	火災保険	255,471	277,308

②保険契約に関する指標

(単位：千円)

区 分	種 目	2023 年度	2024 年度
契約者配当金の額	火災保険	該当ありません	
正味損害率 ((正味支払保険金＋損害調査費) ÷ 正味収入保険料)	火災保険	23.0%	22.6%
正味事業費率 (正味事業費 ÷ 正味収入保険料)	火災保険	0.9%	▲ 2.4%
コンバインド・レシオ (合算率) (正味損害率＋正味事業費率)	火災保険	23.8%	20.2%
損害率 (出再控除前)	火災保険	23.0%	22.6%
事業費率 (出再控除前)	火災保険	67.0%	66.6%
合算率 (出再控除前)	火災保険	89.9%	89.2%
出再を行った再保険会社の数※①	火災保険	1 社	1 社
出再保険料の上位 5 社の割合※②	火災保険	100%	100%
出再保険料の格付ごとの割合	火災保険	A+ 100%	A+ 100%
未収再保険金の額	火災保険	-	-

※①出再先：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（保険財務力格付区分 S&P A+）

※②再保険の種類：比例再保険（保険金額の 90%）

③経理に関する指標

【支払備金の額及び責任準備金の額等】

(単位：千円)

区 分	種 目	2023 年度	2024 年度
支払備金の額※①	火災保険	6,222	7,604
責任準備金の額※②	火災保険	145,168	164,144
貸倒引当金/期末残高/期中の増減額/貸付金償却の額		-	-
利益準備金及び任意積立金		-	-
事業費（損害調査費含む）		827,188	906,944

※①支払備金は、元受契約における普通支払備金及び既発生未報告損害からそれに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

※②責任準備金は、元受契約における普通責任準備金及び異常危険準備金からそれに係る再保険契約に基づく出再分を控除したものです。

【損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動】

(単位：千円)

損害上昇率のシナリオ	発生損害率が1%上昇したと仮定。		
計算方法	発生損害額の増加額 = 既経過保険料 × 1%		
経常利益の減少額	2023 年度	2024 年度	
	11,975	13,300	

④資産運用に関する指標

【資産運用の概況】

(単位：千円)

区 分	2023 年度		2024 年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金	291,257	39.6%	371,948	42.9%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	291,085	39.6%	371,888	42.9%
総資産	735,394	100%	867,100	100%

(海外投資、有価証券投資、貸付金はありません。)

【利息配当収入の額及び運用利回り】

(単位：千円)

区 分	2023 年度	2024 年度
資産運用の概況	現預金のみ	現預金のみ
利息配当収入の額	1	64
利息配当の運用利回り	0.0015%	0.011%
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	658	2,957

(海外投資、有価証券投資、貸付金はありません。)

⑤特別勘定に関する指標

該当ありません。

⑥責任準備金の残高

(単位：千円)

区 分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	141,381	22,762	-	164,144
その他の保険	0	0	-	0
合 計	141,381	22,762	-	164,144

4. 直近の2事業年度末における財産の状況を示す指標

①計算書類

【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度	科 目	2023 年度	2024 年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	291,257	371,948	保険契約準備金	151,390	171,748
現金	172	59	支払備金	6,222	7,604
預貯金	291,085	371,888	責任準備金	145,168	164,144
有形固定資産	658	2,957	代理店借	3,712	22,794
器具備品	658	2,957	再保険借	324,888	347,521
リース資産	0	0	その他負債	92,166	96,272
無形固定資産	16	3	未払法人税等	8,469	5,724
商標権	16	3	預り金	41,987	41,562
ソフトウェア	0	0	リース債務	715	3,377
代理店貸	65,438	80,970	未払金	40,995	45,607
その他資産	15,238	38,080	負債の部合計	572,157	638,336
立替金	0	0	(純資産の部)		
未収入金	9,354	31,088	資本金	200,000	200,000
前払費用	728	728	利益剰余金	△36,763	28,763
貯蔵品	156	144	その他利益剰余金	△36,763	28,763
再保険貸	301,083	321,346			
繰延税金資産	40,705	30,792			
供託金	21,000	21,000	純資産の部合計	163,237	228,763
資産の部合計	735,394	867,100	負債・純資産の部合計	735,394	867,100

【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
経 常 収 益	2,442,942	2,671,868
(保険料等収入)	2,437,418	2,671,797
保険料	1,298,791	1,426,530
再保険収入	1,138,627	1,245,266
(支払備金戻入益)	5,506	0
(責任準備金戻入益)	0	0
(資産運用収益)	1	64
受取利息	1	64
(その他経常収益)	17	6
経 常 費 用	2,356,085	2,583,465
(保険金等支払金)	1,516,125	1,656,163
保険金	283,857	308,120
解約返戻金	63,357	64,164
再保険料	1,168,912	1,283,877
(責任準備金等繰入額)	12,771	20,358
支払備金繰入額	0	1,381
責任準備金繰入額	12,771	18,976
(事業費)	827,188	906,944
販売費及び一般管理費	822,346	902,767
税金	4,222	3,667
減価償却費	620	509
保険業法第 113 条繰延資産償却費	0	0
保険業法第 113 条繰延額 (△)	0	0
経 常 利 益	86,858	88,403
(特別損失)	0	371
税引前当期純利益	86,858	88,031
法人税等	14,251	12,593
法人税等調整額	11,222	9,912
当 期 純 利 益	61,384	65,525

【株主資本等変動計算書】

■ 前年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	△98,147	101,853	101,853
新株の発行	-	-	-	-
当期純利益	-	61,384	61,384	61,384
当期変動額合計	-	61,384	61,384	61,384
当期末残高	200,000	△36,762	△36,762	163,237

■ 当年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	200,000	36,762	163,237	163,237
新株の発行	-	-	-	-
当期純利益	-	65,525	65,525	65,525
当期変動額合計	-	65,525	65,525	65,525
当期末残高	200,000	28,763	28,763	228,763

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

科 目	2023 年度	2024 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	86,858	88,031
減価償却費	620	509
保険業法第 113 条繰延資産償却費	-	-
支払備金の増加額 (△は減少)	△5,506	1,381
責任準備金の増加額 (△は減少)	12,771	18,976
契約者配当準備金繰入額	-	-
退職給付引当金の増加額 (△は減少)	-	-
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)	-	-
価格変動準備金の増加額 (△は減少)	-	-
利息及び配当金等収入	△1	△64
有価証券関係損益 (△は益)	-	-
支払利息	-	-
為替差損益 (△は益)	-	-
有形固定資産関係損益 (△は益)	-	-
代理店貸の増加額 (△は増加)	445	△15,533
再保険貸の増加額 (△は増加)	△80,519	△20,263
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	△8,416	△22,842
代理店借の増加額 (△は減少)	△5,404	19,082
再保険借の増加額 (△は減少)	74,475	22,633
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	2,368	4,188
その他	-	-
小 計	77,691	96,099
利息及び配当金等の受取額	1	64
利息の支払額	-	-
契約者配当金の支払額	-	-
その他	△286	529
法人税等の支払額	△18,034	△15,237
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,372	81,455
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	-	-
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	-
リース債務の返済による支出	-	△763
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△763
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	59,372	80,691
現金及び現金同等物期首残高	231,885	291,257
現金及び現金同等物期末残高	291,257	371,948

【個別注記表】

(自 2024 年 4 月 1 日 ～ 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、工具器具備品は定率法
無形固定資産 法人税法の規定による定額法
リース資産（所有権移転外） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金
該当なし。
賞与引当金
該当なし。
退職給付引当金
該当なし。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法
リース取引に関する会計基準を適用し通常の売買取引に係る会計処理によっています。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,328 千円
(2) 無形固定資産の減価償却累計額	1,614 千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 未払金	40,638 千円
(4) 支払備金の内訳	
支払備金(出再支払備金控除前)	58,040 千円
同上にかかる出再支払備金	52,236 千円
差引	5,804 千円
IBNR 支払備金(出再 IBNR 支払備金控除前)	18,002 千円
同上にかかる出再支払備金	16,201 千円
差引	1,800 千円
計	7,604 千円
(5) 責任準備金の内訳	
普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	724,089 千円
同上にかかる出再責任準備金	651,681 千円
差引	72,408 千円
初年度収支残による普通責任準備金	68,972 千円
異常危険準備金	22,762 千円
計	164,144 千円

(6) 保険業法第 113 条繰延資産

保険業法第 272 条の 18 において準用する同法第 113 条繰延資産償却額の計算は定款の規定に基づいて行っており全額償却済み。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高・・・・・・・・・・ 40,638 千円

(2) 正味収入保険料・・・・・・・・・・ 136,236 千円

(3) 正味支払保険金・・・・・・・・・・ 30,812 千円

(4) 支払備金繰入額

支払備金繰入額(出再支払備金控除前) 9,971 千円

同上にかかる出再支払備金繰入額 8,974 千円

差引 997 千円

IBNR 支払備金繰入額(出再 IBNR 支払備金控除前) 3,849 千円

同上にかかる出再支払備金繰入額 3,464 千円

差引 384 千円

差引計 1,381 千円

(5) 責任準備金繰入額

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) 32,365 千円

同上にかかる出再責任準備金繰入額 29,128 千円

差引 3,236 千円

初年度収支残による普通責任準備金繰入額 12,603 千円

異常危険準備金繰入額 3,136 千円

計 18,976 千円

(6) 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

預貯金利息・・・・・・・・・・ 64 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,000 株

(2) 当該事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当なし。

(3) 配当に関する事項

該当なし。

5. 税効果会計に関する注記

普通責任準備金 19,953 千円

未払事業税 74 千円

一括償却資産 129 千円

繰越欠損金 4,049 千円

異常危険準備金 6,585 千円

繰延税金資産合計 30,792 千円

6. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預貯金に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和 7 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおり。

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	371,948 千円	371,948 千円	—
② 代理店貸	80,970 千円	80,970 千円	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

短期的に決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格による。

7. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 114,381 円 59 銭

(2) 1 株当たり純利益 32,762 円 90 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当なし。

②保険金等の支払い能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：千円）

項 目		2023 年度	2024 年度
(1)	ソルベンシー・マージン総額	182,863	251,526
①	純資産の部の合計額（繰延資産等控除後の額）	163,237	228,763
②	価格変動準備金	0	0
③	異常危険準備金	19,626	22,763
④	一般貸倒引当金	0	0
⑤	その他有価証券評価差額（税効果控除前） （99%又は100%）	0	0
⑥	土地の含み損益（85%又は100%）	0	0
⑦	契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	0	0
⑧	将来利益	0	0
⑨	税効果相当額	0	0
⑩	負債性資本調達手段等	0	0
	告示（第14号）第2条第3項第5号イに掲げるもの（⑩（a））	0	0
	告示（第14号）第2条第3項第5号ロに掲げるもの（⑩（b））	0	0
(2)	リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + R_2^2} + R_3 + R_4$	23,667	25,452
	保険リスク相当額	14,872	16,144
	R1 一般保険リスク相当額	11,753	13,073
	R4 巨大災害リスク相当額	3,119	3,071
	R2 資産運用リスク相当額	15,723	17,334
	価格変動等リスク相当額	0	0
	信用リスク相当額	2,911	3,719
	子会社等リスク相当額	0	0
	再保険リスク相当額	9,801	10,402
	再保険回収リスク相当額	3,011	3,213
	R3 経営管理リスク相当額	918	670
(3)	ソルベンシー・マージン比率 (1) / { (1/2) × (2) }	1,545.3%	1,976.4%

全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2024 年度決算)

2025 年 7 月発行

全日ラビー少額短期保険株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目 8 番 13 号 全日東京会館

TEL.03-3261-2201 / FAX.03-3261-2202

URL: <https://z-rabby.co.jp>